

町県民税

町県民税が 大きく変わります

平成24年度の改正点

扶養控除の見直し(表1)

①年少扶養親族に対する 扶養控除の見直し

15歳以下の年少扶養親族に係る扶養控除が廃止されます。

ただし、町県民税(個人住民税)の非課税限度額などの算定に必要であるため、年少扶養親族であっても申告してください。

②特定扶養親族の控除額の変更

特定扶養親族(16歳以上22歳以下)のうち、年齢16歳以上18歳以下の人に係る扶養控除額が45万円から33万円になります。

同居の特別障害者に対する障害者控除の改組(表2)

改正前の同居特別障害者加算

の特例は、配偶者控除の額または扶養控除の額に23万円を加算していましたが、年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されたことに伴い、特別障害者の場合の障害者控除額(30万円)に23万円を加算することに改められました。

これにより、同居特別障害者控除の額は53万円になります。なお、年齢15歳以下である年少扶養親族に対する扶養控除の適用は廃止されますが、障害者控除は適用になります。一般、特別ともに障害者控除額は変更ありません。

問い合わせ先

役場税務課 住民税係

☎ 286・3111

内線 355・141・142

固定資産税

平成24年度は 評価替えの年です

固定資産税の土地と家屋の評価額は、3年に一度評価替えが行われます。

平成24年度はその評価替えの年度にあたりますので、評価額の見直しを行いました。

固定資産(土地)住宅用地の負担水準が税制改正により変わります!

負担水準

個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。本来の課税標準額になるように平成9年度から税負担の調整措置として設けられました。

問い合わせ先

役場税務課 固定資産税係

☎ 286・3111

内線 145・146

従来の課税標準額の算出方法

- ⑦負担水準が80%以上100%未満の場合→前年度課税標準額と同額に据え置き
- ⑧負担水準が80%未満の場合→前年度課税標準額+ $A^{(*)} \times 5\%$



平成24年度の課税標準額の算出方法

- ⑦負担水準が90%以上100%未満の場合→前年度課税標準額と同額に据え置き
- ⑧負担水準が90%未満の場合→前年度課税標準額+ $A^{(*)} \times 5\%$

※ A …本来の課税標準額(本年度の評価額に1/6または1/3を乗じた額)